

税務トレンジ

四季報

第51回

子供のない夫婦の相続 ～遺贈寄附という選択～

1. 相続人の範囲

被相続人の配偶者は常に相続人となります。被相続人の外に血族がいるときは、被相続人の子供（第1順位）、被相続人の父母など直系尊属（第2順位）、被相続人の兄弟姉妹（第3順位）の順で、それぞれが配偶者とともに相続人となります。

- ①甥、姪への予期せぬ相続。

他界、兄弟姉妹も既に死亡しているときは、兄弟姉妹の子（被相続人にとっては、自身の甥、姪）が代襲相続人として相続することになります。兄弟姉妹との間で、生前、仲たがいしている場合、甥、姪にとって思いもかけない財産が舞い降り、お互い想定していなかった財産移転が起きることもあります。

- ②遺言書で財産の引継ぎ先を指定する

被相続人に子がなく、両親も他界、兄弟姉妹も既に死亡しているときは、兄弟姉妹の子（被相続人にとっては、自身の甥、姪）が代襲相続人として相続することになります。兄弟姉妹との間で、生前、仲たがいしている場合、甥、姪にとって思いもかけない財産が舞い降り、お互い想定していなかった財産移転が起きることもあります。

- ②遺言書で財産の引継ぎ先を指定する

人生の最後に残った財産を使って、自身のいなくなつた後の社会に「恩返し」を活かしてもらう。お金を作り出す。次世代の人たちのために役立てる。自身や家族が生きてきたことに感謝して、社会への「恩返し」をしま

う。たとえば、苦しみ病気の治療法開発に活かしてほしい、盲導犬の育成に役立ててほしい、子どもたちの奨学金に使ってほしい。それを、遺贈寄附とい

ます。まずは遺贈先の選定です。新聞、雑誌などから社会貢献する団体の活動に触れて支援する法人を探します。

寄附は現金のみ受付し、不動産は売却・換金したうえで遺贈を求める団体が多數です。

②相続人の遺留分にも配慮を忘れない！

社会の高齢化が進むなかで遺贈寄附の希望者も増えていくのではないかでしょうか。ただし、相続財産には遺留分があります。遺贈寄附を決めるときは、相続人の遺留分にも配慮して後でトラブルが生じないように検討することを忘れないようにします。

(税理士
光廣
昌史)

このような意図しない相続が行われないようにするために、遺言書を作成しておくことで、財産を最終的に国庫に納められますが、遺贈寄附をすることによって、それが引き継がせたい人に渡すことができます。兄弟姉妹がいる場合でも、遺言書があれば配偶者に100%財産を渡すことができます。遺留分は兄弟姉妹にはありません。ただし、夫婦どちらが先に亡くなるかは分からぬため、夫婦それぞれで自分の財産を相手に渡す遺言書を作成しておく必要があります。

2. 遺贈寄附で自分の人生の締括を

このような意図しない相続が行われないようにするために、遺言書を作成しておくことで、財産を最終的に国庫に納められますが、遺贈寄附をすることによって、それを避け、自身が使ってほしいところにお金を振り向けることができます。

3. 遺贈寄附の2つの方法

方 法	遺言による寄 附	相続財産から の寄附
実際にを人 に寄附する やり方	あなたが指定 した遺言執行 者	あなたの家族 など
	遺贈先と金額 などを明記し た遺言を作成 する。	家族などに遺 産を寄附したい 旨を話す。

を減らせる可能性があります。

また、相続人のいない場合、財

産は最終的に国庫に納められますが、遺贈寄附をすることによ

る場合、土地や建物、株式など譲渡所

得の基因となる財産を法人に遺贈した人には、その財産の取得から遺贈時までの値上がり益に譲渡所得税が課されますが、国税

税に注意！

税局官に申請して承認を受けた場合は非課税となります。

また、相続人が被相続人の意思を引き継ぎ、相続財産を国や地方公共団体、公益法人等に贈与する場合にも相続税を非課税とする制度があります。この場合も不動産等の贈与について譲渡所得税を非課税とするには、国税

税局官の承認が必要です。

②相続人の遺留分にも配慮を忘

れないと、社会の高齢化が進むなかで遺贈寄附の希望者も増えていくのではないかでしょうか。ただし、相続財産には遺留分があります。遺贈寄附を決めるときは、相続人の遺留分にも配慮して後でトラブルが生じないように検討することを忘れないようにします。

2022年 第4回 家族を幸せにする相続セミナー

いざというとき慌てない「相続税調査対策 虎の巻」

相続税申告後、税務署が相続税の調査に入るケースがあります。ほとんどの方が初めての経験のため戸惑うことが多いと思います。税務調査官は百戦錆磨です。税務調査の対応方法について、知つておくの知らないのでは、安心感が違います。知らないと損をしてしまうこともあります。また、申告漏れの相続財産が発見され、加算税や延滞税が課されることもなくありません。税務調査について知識を持ったうえで申告しておけば、後々後悔をすることもないと思います。第4回は、相続税調査対策について解説しますので、今後の対策として是非ご活用ください。

- ◆日 時 2022年8月9日(火) 14:00~16:00 ◆参 加 費 1,000円(税込)
◆講 師 司法取締役・税理士 光廣 昌史 ◆定 員 8名
◆会 場 てらまちビューエンジニアリング(12階) ◆お問合せ 株式会社オフィスミツヒロ
広島市中区寺町5番20号 広島城南リバーサイドB.L.D. 総合企画部/下田・和田

あなたの経営羅針盤
Office Mitsubishi

株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
お申込みはHPから
URL /https://www.office-m.co.jp/